資金決済に関する法律第20条第1項に基づく前払式支払手段の払戻しのお知らせ

(マーベル スーパーウォー)

令和6年6月18日にサービスを終了する「マーベル スーパーウォー」における、当社 発行の前払式支払手段について、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、 期間内に申出をお願いいたします。

記

1. 払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号

網易娯楽株式会社

2. 払戻しの対象となる前払式支払手段の種類

スタークレジット (マーベル スーパーウォー)

※有償発行分に限ります。

3. 払戻しの申出期間

令和6年6月19日(水曜日)16時00分から令和6年9月18日(水曜日)16時00分まで

※当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意願います。

4. 払戻しに関する問い合わせ先

カスタマーサービス窓口

marvelsw-jp@global.netease.com

令和6年6月18日

東京都新宿区西新宿六丁目8番1号

網易娯楽株式会社